

役員報酬規程

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第25条の規定により、役員報酬について必要な事項を定めるものである。

(役員報酬)

第2条 会長、副会長、常務理事の報酬は、[別表1]により支給する。

2 会長、副会長、常務理事以外の役員は無報酬とする。

3 会長、副会長、常務理事以外の役員については費用弁償規程に基づき費用弁償を支給する。

4 職員を兼ねる役員であって正規職員または嘱託職員としての給与が支払われる場合は、役員報酬は支給しない。

5 役員報酬を支給される役員が交代した場合は、[別表1]に規定した役員報酬の額を日割りした額を支給する。この場合、100円未満の端数は、四捨五入する。

(その他)

第3条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成18年1月4日から施行する

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する

附 則 この規程は、平成21年6月1日から施行する

附 則 この規程は、平成25年6月1日から施行する

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、この規程[別表1]に規定する会長の報酬額は、平成29年4月1日以降最初に開催される定時評議員会の終結後から適用する。

附 則 この規程は、平成30年3月28日から施行し、平成29年6月21日から適用する。

附 則 この規程は、令和4年6月23日から施行する。

[別表1] 役員報酬

役員 の 区 分		人数	役員報酬の額	支給時期等
1	会 長	1	月額10万円	毎 月
2	副会長	2	年額18万円	4月1日を起算とする年4回 (6月、9月、12月、3月の月末)
3	常務理事	1	月額15万円	毎 月